

開発許可、宅地造成工事許可を申請される皆様へ

兵庫県では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）に基づき土砂災害警戒区域（Ｙ区域）と土砂災害特別警戒区域（Ｒ区域）の指定に取り組み、令和３年５月に県下全域の指定を完了させたところです。

開発等の申請にあたっては、以下の点に留意して頂きますようよろしくお願いします。

① 防災工事が完了しても、原則としてＹ区域は解除されません

Ｒ区域は、土砂災害防止に関する工事の実施や開発行為に関連する対策工事により安全性が高まり区域指定の事由がなくなると認められる場合には、解除することが出来ます。しかしながら、Ｙ区域は、明らかに地形要件上、区域指定の事由がなくなると認められる場合に解除することとされているため、Ｒ区域が解除されるような防災工事の終了に連動してＹ区域の解除を併せて行うことにはなりません。

② 開発行為により、新たにＹ、Ｒ区域が指定されることがあります

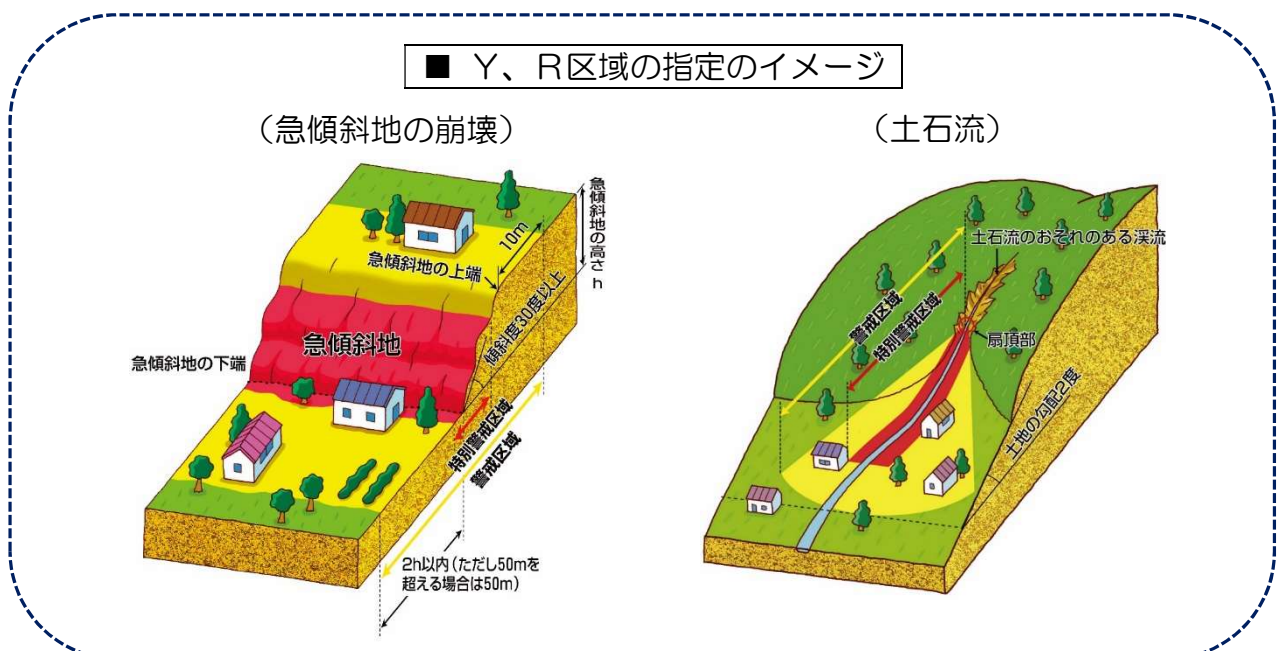
指定済みのＹ、Ｒ区域は、原則として、調査時点において警戒避難が必要となる人家（公共施設を含む）等に影響のある箇所が対象となっています。

Ｙ、Ｒ区域の指定等を行うための調査は、法律によりおおむね５年ごとに行うこととされています。このことから、現在、Ｙ、Ｒ区域の指定がない場所であっても、Ｙ区域の指定要件等を満たしている場所であれば、５年ごとの調査時点で新たに人家等が建築済みもしくは建築されることが確実である場合には、新たにＹ、Ｒ区域の指定がされることとなります。

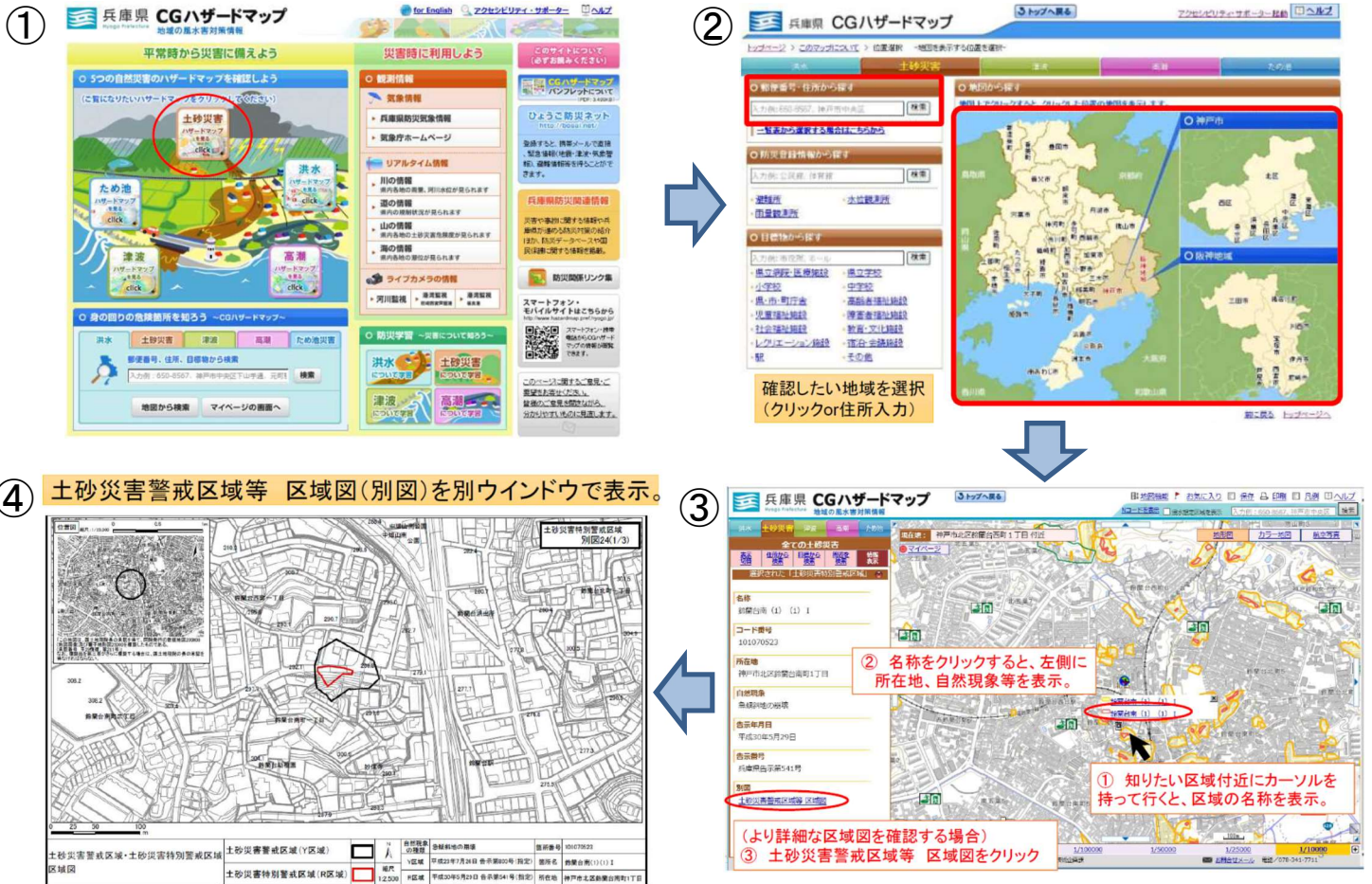
（住宅販売後のトラブル等を防止するため、希望があれば、５年ごとの調査の時点でなく開発等の工事完了時点において、開発区域内に新たなＹ、Ｒ区域の指定を行いますので、土木事務所にご相談ください）

③ 基準等に基づいた切土法面でも、Ｙ区域に指定されることがあります

開発基準等に基づき切土した法面については、基準に基づいた切土であることからＲ区域の指定はされませんが、法面の傾斜度が３０度以上かつ高さが５ｍ以上の地形要件がある場合は、次回調査時にＹ区域が指定されます。



Y、R区域の指定状況につきましては、兵庫県HP（CGハザードマップ）から確認することができます。



(お問い合わせ先)

窓 口	電話番号	管内市町
神戸県民センター神戸土木事務所 管理課	078-737-2135	神戸市
阪神南県民センター西宮土木事務所 管理第2課	0798-39-6121	尼崎市、西宮市、芦屋市
阪神北県民局宝塚土木事務所 管理第2課	0797-83-3203	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨県民局加古川土木事務所 管理第2課	079-421-9375	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨県民局加東土木事務所 管理課	0795-42-9389	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
中播磨県民センター姫路土木事務所 管理第2課	079-281-9460	姫路市(家島町を除く)、神河町、市川町、福崎町
中播磨県民センター姫路港管理事務所 業務管理課	079-235-1895	姫路市(家島町)
西播磨県民局光都土木事務所 管理課	0791-58-2235	相生市、赤穂市、上郡町、佐用町
西播磨県民局龍野土木事務所 管理課	0791-63-5207	たつの市、宍粟市、太子町
但馬県民局豊岡土木事務所 管理課	0796-26-3741	豊岡市
但馬県民局新温泉土木事務所 管理課	0796-82-5680	香美町、新温泉町
但馬県民局養父土木事務所 管理課	079-662-2173	養父市、朝来市
丹波県民局丹波土木事務所 管理課	0795-73-3834	丹波篠山市、丹波市
淡路県民局洲本土木事務所 管理第2課	0799-26-3228	洲本市、南あわじ市、淡路市